

個 財 務 諸 表

様式第18号
様式第19号

貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書

事業年度 (自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日)

(会社名) _____

貸借対照表

平成 年 月 日現在

商号又は名称 _____

資産の部

I 流動資産	千円
現金預金	_____
受取手形	_____
完成工事未収入金	_____
有価証券	_____
未成工事支出金	_____
材料貯蔵品	_____
その他	_____
貸倒引当金	△ _____
流動資産合計	_____
II 固定資産	
建物・構築物	_____
機械・運搬具	_____
工具器具・備品	_____
土地	_____
建設仮勘定	_____
破産更生債権等	_____
その他	_____
固定資産合計	_____
資産合計	=====

負債の部

I 流動負債	
支払手形	_____
工事未払金	_____
短期借入金	_____
未払金	_____
未成工事受入金	_____
預り金	_____
-----引当金	_____
その他	_____
流動負債合計	_____

II 固定負債

長期借入金

その他

固定負債合計

負債合計

純資産の部

期首資本金

事業主借勘定

事業主貸勘定

事業主利益

純資産合計

負債純資産合計

△

注 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

損 益 計 算 書

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

商号又は名称 _____ 千円

I 完成工事高		_____
II 完成工事原価		
材 料 費		_____
労 務 費		_____
(うち労務外注費 _____)		
外 注 費		_____
経 費		_____
完成工事総利益（完成工事総損失）		_____
III 販売費及び一般管理費		
従業員給料手当		_____
退職金		_____
法定福利費		_____
福利厚生費		_____
維持修繕費		_____
事務用品費		_____
通信交通費		_____
動力用水光熱費		_____
広告宣伝費		_____
交際費		_____
寄付金		_____
地代家賃		_____
減価償却費		_____
租税公課		_____
保険料		_____
雑費		_____
営業利益（営業損失）		_____
IV 営業外収益		
受取利息及び配当金		_____
その他		_____
V 営業外費用		
支払利息		_____
その他		_____
事業主利益（事業主損失）		_____

注 工事進行基準による完成工事高

貸借対照表

記載要領

- 1 貸借対照表は、財産の状態を正確に判断することができるよう明りょうに記載すること。
- 2 下記以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。
期首資本金——前期末の資本合計
事業主借勘定——事業主が事業外資金から事業のために借りたもの
事業主貸勘定——事業主が営業の資金から家事費等に充当したもの
事業主利益（事業主損失）——損益計算書の事業主利益（事業主損失）
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 6 流動資産の「その他」又は固定資産の「その他」に属する資産で、その金額が資産の総額の100分の1を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
- 7 記載要領6は、負債の部の記載に準用する。
- 8 「・・・引当金」には、完成工事補償引当金その他の当該引当金の設定科目を示す名称を付した科目をもって掲記すること。
- 9 注は、税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものをいう。
ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。

損益計算書

記載要領

- 1 損益計算書は、損益の状態を正確に判断することができるよう明りょうに記載すること。
- 2 「事業主利益（事業主損失）」以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 建設業以外の事業（以下「兼業事業」という。）を併せて営む場合において兼業事業における売上高が総売上高の10分の1を超えるときは、兼業事業の売上高及び売上原価を建設業と区分し表示すること。
- 6 「雑費」に属する費用で、販売費及び一般管理費の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
- 7 記載要領6は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。
- 8 注は、工事進行基準による完成工事高が「完成工事高」の総額の10分の1を超える場合に記載すること。